

お知らせ なんたん

新南丹市
電話 0771-68-0001

第98号(3の2)平成22年2月12日発行

新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ

京都府では、これまで対象になっていなかった健康成人(19～64歳の健康な方)への接種を1月18日から開始しています。これですべての市民の方の新型インフルエンザワクチン接種が可能となりました。接種は予約制で、各医療機関が決めた日から順次実施となっていますので、診療時間内に予約の上、受診してください。費用は3,600円です。なお、生活保護世帯や平成21年度市民税非課税世帯の方は接種費用が免除されます。事前に申請が必要ですので、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参の上、健康課または各支所健康福祉課へお越しください。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

南丹市市民健診のお知らせ

平成22年度の南丹市市民健診を下記のとおり実施します。平成20年度から『特定健診』が始まっていますが、この健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した検査などを実施し、少しでも早い時期に生活習慣病の発生を防ぐためのものとなっています。また、その健診結果によって、予防のための特定保健指導を行います。特定健診は、各医療保険者が実施することとなっていますので、南丹市国民健康保険以外の保険に加入されている方は、受診方法などをご加入の医療保険者にお尋ねください。

●**申込方法** 3月4日(木)までに、各家庭に送付の『市民健診申込票』に必要事項を記入の上、健康課または各支所健康福祉課にご提出ください。

<健康診査>

健診名	健診対象者		自己負担金
	対象年齢	要件	
メタボ予防健診	20～39歳	南丹市に住所を有する方	500円
特定健診	40～75歳の誕生日前日まで	平成22年4月1日から健診受診日までに、南丹市国民健康保険に加入されている方	集団:無料 個別:1,000円
すこやか健診	満75歳以上	南丹市に住所を有する方	無料

※対象年齢は平成22年4月1日～平成23年3月31日までに該当年齢に達する方。
※受診日当日に75歳に達した方は、特定健診ではなく、すこやか健診となります。

<各がん検診・結核検診>

検診名	対象年齢	自己負担金
肺がん検診、結核検診、大腸がん検診	40歳以上	各100円
胃がん検診	40歳以上	300円
前立腺がん検診	55歳以上(男性)	100円
肝炎検診	40歳の節目の方	無料
乳がん検診(視触診のみ)	30～39歳(女性)	200円
乳がん検診(視触診とマンモグラフィ併用)	40歳以上(女性) 隔年実施	400円
子宮がん検診	20歳以上(女性)	集団:400円、個別:500円

※対象年齢は平成22年4月1日～平成23年3月31日までに該当年齢に達する方。
※70歳以上の方はすべて無料です。

<女性特有のがん検診推進事業について>

受診率向上と未来への投資につながる子育て支援として、子宮がん検診は20～40歳までの5歳刻みの節目の方を対象に、また乳がん検診は40～60歳までの5歳刻みの節目の方を対象に、受診料を無料とします。対象となる年齢は次のとおりです。

検診名	節目検診対象者(受診料無料の方)
子宮がん検診	①平成元年4月2日～平成2年4月1日生まれ ②昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれ ③昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれ ④昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ ⑤昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生まれ
乳がん検診	①昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生まれ ②昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ ③昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ ④昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ ⑤昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ

<生活機能評価>

満65歳以上の方が対象ですが、事前の問診(生活機能チェックリスト)の結果により必要な方のみ、介護予防を目的とした『生活機能評価』を実施します。受診を希望される方は、『生活機能チェックリスト』に必要事項を記入の上、『市民健診申込票』と一緒に返送してください。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

未成年心身障害者年金・在宅重度身体障害者介護者激励金

<未成年心身障害者年金>

未成年の心身障がい者と保護者の負担軽減を図るため、年金(助成金)を支給します。

●**支給対象者** 住民税非課税世帯で、次の①～③のすべてに当てはまる方

①住居:平成21年4月1日現在において市内に3年以上居住

②年齢:平成21年4月1日現在において20歳未満

③障がいの範囲:身体障害者手帳1～2級か療育手帳所持者または日常生活を著しく制限されているか介護の必要がある方

●**助成金額** 年額2万円(支給は年度内に1回)

●**申請方法** 3月1日(月)までに下記申請・問合せ先に申請してください。

<在宅重度身体障害者介護者激励金>

重度身体障がい者を在宅で介護されている方を対象に、激励金を支給します。

●**支給対象者** 住民税非課税世帯で、次の①、②の両方に当てはまる方

①重度身体障がいにより寝たきりの状態が6カ月以上継続している20歳以上65歳未満の障がい者を介護している方。※民生委員による確認が必要です。

②重度身体障がい者と介護者の双方が基準日(平成22年2月1日)に市内に在住
※ただし、次のいずれかに当てはまる場合は、支給対象になりません。

・基準日において、施設に入所している場合

・基準日において、病院などに引き続き3カ月以上入院している場合

・介護者または障がい者が、基準日の6カ月以内に市外から転入された場合

●**助成金額** 年額6万円(支給は年度内に1回)

●**申請方法** 下記申請・問合せ先で申請用紙をお渡ししますので、民生委員の証明を受けていただき、3月1日(月)までに申請してください。

◇申請・問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

不妊治療助成金申請について

南丹市では、子どもを希望しながらも恵まれないために不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しています。

●**対象者** ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦。

(婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む)

②各種医療保険に加入していること。

●**給付対象とする治療** 不妊治療のうち保険適用のある治療(府外の医療機関での治療も対象になります) ※診断のための検査は助成対象外になりますのでご注意ください。

●**助成金額** 保険診療に係る被保険者負担額の2分の1(ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する)

●**助成限度額** 【平成21年3月31日受診分まで】:1年度につき3万円を限度(夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで)

【平成21年4月1日受診分から】:1年度につき5万円を限度

(夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき5万円まで)

※助成期間、助成回数に制限はありません。

●**申請方法** 診療日から起算して1年以内に、健康課および各支所健康福祉課に備え付けの不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書(を窓口へ提出してください。(郵送可) ※医療機関証明書は府内医療機関にもあります。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

特定不妊治療費助成申請について

—助成金の上限が増額されました—

京都府では、体外受精および顕微授精を受けられた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要した費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。このたび、国の緊急経済対策により1回の治療につき助成金額の限度額が10万円から15万円に増額されました。1年度(4月1日～翌年3月31日まで)当たり2回を限度とし、通算5年間助成が受けられます。なお、すでにほかの地方自治体で特定不妊治療費の助成を受けている場合は、これを京都府の助成とみなして通算されます。

●**対象** 平成21年4月以降に申請された方(平成21年4月1日～平成22年3月31日の期間に治療を終了される方)

●**申請期限** 平成22年3月31日(水)まで

◇問合せ先 京都府南丹保健所 TEL (0771) 62-4751 健康課 TEL (0771) 68-0016